

市民グループの活動を応援します！
平成27年度 霧島市市民活動支援事業
募集要項



【問い合わせ先】

霧島市役所 共生協働推進課 共生協働推進グループ
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号
TEL 0995-64-0988(直通) FAX 0995-47-2522
Eメール kyodo@city-kirishima.jp
市ホームページ <http://www.city-kirishima.jp/>

1 趣旨

近年、市民のニーズが複雑・多様化している中で、さまざまな市民グループにより地域の課題の解決やよりよい市民生活の実現のために、自主的・自立的な活動が行われています。

このような市民グループが行う公益的な活動で、自ら企画・提案・実施する事業に対し、その経費の一部を補助することにより、市民活動を促進し、共生・協働のまちづくりを進めようとするものです。

2 応募できる団体

ボランティア団体、NPO法人などの市民グループです。法人格の有無は問いません。

次の要件を満たす必要があります。

- (1) 主たる活動の場が霧島市内にあり、公益的(公共的)な活動を行う団体であること。
- (2) 5人以上で構成し、市内に在住、又は在勤、在学する者を主たる構成メンバーとしていること。
- (3) 規約その他これに類するものを有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。
- (4) 法令、条例等に違反する活動をしていない団体であること。

ただし、下記の団体は除きます。

地区自治公民館、自治会、社会福祉法人、公益法人、宗教活動・政治活動・選挙活動を目的とする団体、特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体。

3 採択の対象となる活動

市民グループが行う公益的なサービスを提供する活動で、地域の課題解決に向けた取組が対象です。

- ※ これまでの活動を拡充する活動や、新たに実施する活動が対象になります。
- ※ 平成24、25年度に採択された事業も応募できますが、採択をお約束するものではありません。

次の各号の要件をすべて満たすものを対象とします。

- (1) 事業の分野については、次のいずれか又は複数に該当する事業であること。
 - ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動

- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤環境の保全を図る活動
- ⑥災害救援活動
- ⑦地域安全活動
- ⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨国際協力の活動
- ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪子どもの健全育成を図る活動
- ⑫情報化社会の発展を図る活動
- ⑬科学技術の振興を図る活動
- ⑭経済活動の活性化を図る活動
- ⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯消費者の保護を図る活動
- ⑰観光の振興を図る活動
- ⑱農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動
- ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

- (2) 市内で実施される事業であること。
- (3) 国、県又は市の他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業でないこと。
- (4) 事業実施の効果が、不特定の市民や地域の利益に寄与するもので、応募団体の構成メンバーなどに限定されないこと。
- (5) 事業の目標又は達成しようとする成果が明確であり、その目的が市の共生・協働に関する指針及び市民のニーズに合致していること。
- (6) 営利を目的としないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (8) その他公序良俗に反しないこと。

4 補助額

補助金の額は、補助対象経費に補助率（初年度2／3以内、2回目1／2以内、3回目1／3以内、4回目以降はありません。）を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）で、50万円を限度とします。ただし、予算で定める額以内となります。

※ 補助金の交付は、1団体につき1年度1事業とします。

5 補助対象期間

補助金交付申請（平成27年4月1日以降）後、補助金交付決定日から、原則として平成28年2月末日までの間に実施する事業とします。なお、この実施期間外の経費は補助対象になりません。

6 補助の対象となる経費

事業を実施するために直接必要とする経費で、以下の表のものが対象となりますが、査定によって減額して補助対象とする場合があります。

また、補助金対象経費については、必要に応じて見直しを行なっていますので、平成27年度補助対象経費であるからといって、次回以降もお約束するものではありません。

以下は、例示ですので、ほかにも認められない経費となる場合もあります。

項目	補助対象経費の例	補助の対象とならない経費の例
賃金	補助事業に直接係る人件費等 ※団体の構成メンバーへ賃金の支払いがある場合は、1人あたり3千円／日以内とする。	
報償費	外部講師の謝礼、調査・研究等の報償費等	
旅費	講師等の移動、現地調査等に係る運賃、宿泊費等 ※団体の構成メンバーが会議・打合せに出席した場合、ガソリン代等の実費相当分1人・1日当たり1千円以内とする。	

項目	補助対象経費の例	補助の対象とならない経費の例
消耗品費	補助事業に必要な文具や事務用品、食材等	参加賞・賞品・景品等
印刷製本費	パンフレットやチラシなどの作成費、資料等のコピー代 写真のプリント代	
食糧費	奉仕作業中の飲み物代	団体の構成メンバーによる会合等の飲食及び親睦等に要する経費
通信費	郵送料（切手代等）、宅配便代	電話料、FAX代、インターネット関連経費 ※使用した料金が不明確なため。
保険料	講師、参加者の保険料	自動車の損害保険料
委託料	会場設営委託料、看板作成委託料、警備委託料等	
使用料及び賃借料	会場使用料、有料道路使用料、車両・器具等の賃借料等	団体の事務所の賃借料 団体の構成メンバーが所有する車両への賃借料の支払いは認めないものとする。ただし、その際のガソリン代等の実費相当分は認めるものとする。
原材料費	補助事業に必要な材木、土砂等	
備品購入費	単価1万円未満（税込み）のもの	単価1万円以上（税込み）のもの
その他の経費	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの	

※ 構成メンバーへの賃金・旅費は、合算して補助金額の20%未満とする。

なお、領収証が無い場合や、領収証等により支払ったものを明確にすることができない経費については対象外経費扱いとする。

7 募集期間

平成26年11月19日（水）から平成26年12月19日（金）まで（消印有効）

8 応募方法

(1) 提出方法

提出書類を市役所共生協働推進課窓口まで郵送又は持参してください。

(2) 提出書類

- ① 霧島市市民活動支援事業提案書（第1号様式）
- ② 団体に関する調書（第2号様式）
- ③ 事業計画書（第3号様式）
- ④ 事業収支予算書（第4号様式）
- ⑤ 事業の実施体制に関する調書（第5号様式）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類
 - ・団体の定款、会則、規約等（A4）（必須）
 - ・団体の会員名簿（A4）（必須）
 - ・団体の活動内容がわかるもの（会報、新聞切り抜き等）（任意）

※ 提出書類①～⑥の様式は、市のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

<http://www.city-kirishima.jp/>のページで、
まず、下の方の「くらしの窓」のボタンをクリックして、
次の画面で、上の方に並んでいるタブの一つ「くらし・環境」か、左側の「情報をさがす」→「分類でさがす」から、
「くらし・環境」→「共生・協働」→「平成27年度霧島市市民活動支援事業(補助事業)募集」を選んでクリックしてください。

※ 提出いただいた書類は、すべて返却しません。

(3) 提出先

霧島市役所 共生協働推進課 共生協働推進グループ
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号

9 審査・選考方法

審査・選考は、「霧島市市民活動促進委員会」（学識経験者、市民活動関係者、市職員、その他で構成）において行い、その選考結果による推薦を受けて、予算の範囲内で市が事業採択を決定します。

(1) 一次審査（書類審査）

一次審査として、応募書類をもとに審査を行い、二次審査の対象団体を選考します。（非公開とします。）

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

二次審査として、プレゼンテーション（事業計画の説明発表）を行います。

① プレゼンテーションの手順

- ・ 発表時間は、1団体あたり10分以内とします。
（時間内で工夫して発表していただきます。）
- ・ 発表の手法、発表者の人数等は問いません。
- ・ 発表後、審査委員が質問を行いますので、簡潔に回答してください。

② プレゼンテーション開催日と場所

開催日：平成27年2月予定

場 所：国分シビックセンター公民館3階 大会議室（予定）

（各団体のプレゼンテーションは公開とし、その後の審査員のみによる審議は非公開とします。）

(3) 選考結果及び補助金交付決定

一次審査終了後及び最終審査終了後、平成27年3月に各団体宛に選考結果を通知します。

現在、平成27年度一般会計当初予算は、編成中ですので、平成27年3月の選考結果通知はあくまでも事業採択の内定の通知となります。

したがって、事業の実施について、補助金交付申請は平成27年4月以降となり、その申請に基づき平成27年度一般会計当初予算の範囲内で補助金の交付を決定します。

なお、選考結果に対する異議は受け付けませんのでご了承ください。

10 審査基準

選考審査では、次の観点から審査を行います。

(1) 公益性

事業の効果が、特定の者に限定されず、広く不特定かつ多数のための利益の増進を図るものとなっているか。また、補助金が有効に活用されるものとなっているか。

(2) 地域社会における必要性（課題解決性）

地域社会における課題を的確に捉えているか。また、市民ニーズに対応し、その解決策として有効であるか。

(3) 先駆性・創造性

団体としてこれまで行ってきた事業を発展させ拡充するもの、あるいは、新たに取り組むものとなっているか。また、迅速性、専門性など団体の特性を活かしたものであるか。

(4) 実現性

事業の実施手段や実施体制などの事業計画、予算が具体的、合理的であり、実現可能なものとなっているか。

(5) 将来性

活動・効果が一過性ではなく、継続性が期待できるか。また、将来的に広く波及効果が期待できるものであるか。

1 1 報告書

事業の終了後、原則として1ヶ月以内に次の書類を提出し、実績等を報告していただきます。

なお、提出の最終期限は、平成28年3月21日（金）までとします。

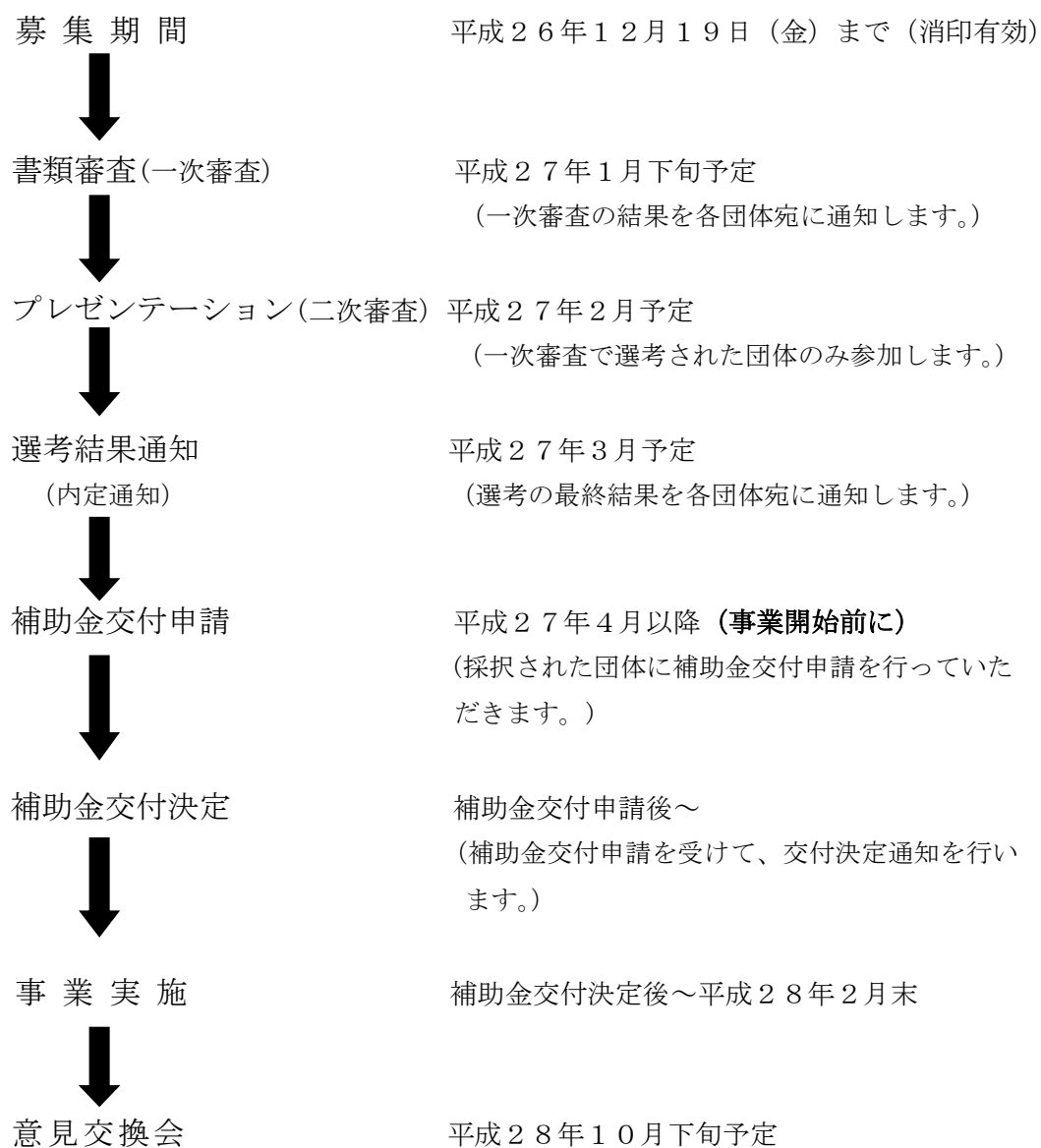
- ① 霧島市市民活動支援事業実績報告書（第10号様式）
- ② 事業報告書（第11号様式）
- ③ 収支決算書（第12号様式）
- ④ 領収書又はその写し
- ⑤ 事業に関する写真、パンフレット、チラシ等当該補助事業に関する資料
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

※ 事業の途中で、補助事業者に対し、補助金の使途について報告を求め又は実地に調査することがあります。

1 2 事業成果報告会（意見交換会）

補助を受けた事業について、意見交換会（平成28年10月予定）を開催します。事業の成果等について、補助を受けた団体と市民活動促進委員会とで意見交換等を行い、今後の事業実施の参考にするものです。また、事業成果報告会としても位置付け、一般の市民の方々にも広く公開します。

13 スケジュール



14 情報公開・情報提供

事業の公平性・透明性を高めるため、応募団体名、事業名、事業概要、選考結果について、市の広報誌又はホームページで公表します。

また、市へ提出された応募書類につきましても、個人情報等に該当するものを除き、情報公開の対象となります。

15 その他

補助金交付決定を受けた事業の内容を変更したり、中止する場合は、事前に承認を受ける必要があります。

また、補助金交付決定を受けた事業であっても、市補助金等交付規則の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金等の全部又は一部を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

16 お問い合わせ先

霧島市役所 共生協働推進課 共生協働推進グループ

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号

TEL 0995-64-0988(直通) FAX 0995-47-2522

Eメール kyodo@city-kirishima.jp

市ホームページ <http://www.city-kirishima.jp/>